

平成19年6月

逗子市教育委員会定例会

平成19年6月14日

逗子市教育委員会

会 議 録

平成19年6月14日逗子市教育委員会6月定例会を逗子市役所5階第5会議室に招集した。

出席者

委 員 長	小 島 裕 子
教 育 委 員	五十嵐 樹
教 育 委 員	村 松 邦 彦
教 育 委 員	吉 崎 久 治
教 育 長	村 上 裕
教 育 部 長	新 明 武
教 育 部 担 当 部 長 (文化・教育ゾーン担当)	森 本 博 和
教 育 部 次 長	武 藤 正 廣
教 育 部 参 事 学校教育課長事務取扱	富 澤 義 弘
教 育 部 参 事 (文化・教育ゾーン担当) 文化プラザ館長事務取扱	福 田 隆 男
教 育 部 参 事 学校教育課課長補佐	永 島 重 昭
学 校 教 育 課 主 幹	柳 原 正 廣
学 校 教 育 課 主 幹 (学務担当)	金 沢 聖
学 校 教 育 課 課 長 補 佐	小 泉 雅 司
生 涯 学 習 課 長	山 田 茂 樹
生 涯 学 習 課 主 幹 (文化財保護担当)	竹 内 敏 春

生涯学習課副主幹	山田隆
生涯学習係長事務取扱	
体育課長	岩崎優
兼体育館長	
教育研究所長	佐藤真澄
教育研究所主幹	高館正明
図書館長	川上喜久夫
小坪公民館長	小俣雄司
沼間公民館長	大久保博
市民交流センター長	小倉豊

事務局

教育総務課副主幹	館兼好
庶務係長事務取扱	

開会時刻 午後 2 時 0 0 分

閉会時刻 午後 2 時 4 5 分

会議録署名委員決定 吉崎委員、五十嵐委員

小島委員長

会議に先立ちまして、傍聴の皆様をお願いいたしますが、傍聴に際しては入り口に掲示されております注意事項をお守りくださるようお願いいたします。なお、教育委員会の議決により、秘密会にすべき事項と思われる案件が出されたときには御退場いただく可能性がありますので、御了承ください。

小島委員長

では、定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年逗子市教育委員会6月定例会を開催いたします。

それでは会議に入ります。本日の会議日程はお手元に配付したとおりでございます。

会議規則により、本日の会議録署名委員は吉崎委員、五十嵐委員をお願いいたします。

これより会議日程に入ります。

日程第1「教育長報告事項」

小島委員長

次に、日程第1「教育長報告事項」についてを議題といたします。

教育長から御報告をお願いいたします。

村上教育長

座って報告させていただきます。先月の定例会から本日まで、教育長会議は開かれておりませんので、会議報告についてはございません。ほかのことで数点御報告いたします。

最初に、新聞をごらんになって驚いたことと思いますけれども、6月7日、久木小学校におきまして、ロタウイルスによる感染症胃腸炎による感染及び疑いで欠席児童が数名出たことをプレスリリースいたしました。翌日新聞報道されておりました。当校では5月31日から児童の欠席、早退が相次ぎ、6月4日には合計14名となったため、鎌倉保健福祉事務所に連絡をし、その指導により消毒や検査を行っております。その結果、2名の児童がロタウイルスであることが判明いたしました。保健福祉事務所の指導を受け、学校は児童、家庭への連絡及び衛生指導等を行った結果、その後順調に終息いたしました。昨日現在、ロタウイルスと同様な症状で欠席している児童は、逗子小学校で継続者1名を含み4名、小坪小学校で1名となっております。久木小学校についてはありません。一応終息としながらも、今後も衛生に注意と健康対策を続けてまいりたいと考えております。

次に、小学校4校の運動会の参加、ありがとうございました。どの学校も天気に恵まれ、

思い出深い運動会が終了したというふうに思っております。

3点目につきましては、久木中学校が締めくくる形で、今月の10日をもって3校とも3日間の修学旅行を無事終了しております。中学校の3年生はこの後、部活動の夏の大会がございまして、それで退部し、引退して、9月22日の3校の体育祭、それから10月27日の合唱祭、文化祭と、こうした取り組みと併せて、一気に進路先の選択と、年明けの高等学校入試あるいは就職等々、ひたむきな最後の努力と挑戦が始まるということでございます。

最後に、6月12日、午前と午後と、市長が3中学校を訪問し、授業参観を行い、教育委員会も同行いたしました。先日、委員の皆様にも参加いただいたように、近年指導法の改善、あるいは指導形態の改善、あるいは教育機器等の新製品の導入による授業、日本人教師と外国人講師とのチームティーチングなど、今日の教育現場の実態の一端を見ていただきました。市長はこの間、教育に強い関心と意欲を持っていらっしゃるので、教育委員会として今、学校で作成に当たっている学校教育の総合プランの各学校の実践計画書の作成の後の、市として、教育委員会としての支援を実現するためにも、このたびの市長の学校訪問は有意義なものであるというふうにとらえております。また、教育再生会議の2次報告書も先般まとめ、皆さんもごらんになったと思います。しかし、これらのことが予算を伴わず、学校の努力ばかりを求める形で進むならば、教育改革も絵にかいた餅になるんじゃないかなと私は感じております。学校が、学校としての本来的な目的機能を十分発揮できる方法を、国や私ども教育委員会が示し、その現実に伴った予算があって、学校が元気をもって目的に向かって努力してくれるものと感じております。私どももそういう支援を今後進めていきたいというふうに考えております。

以上、報告としてお話しいたします。

小島委員長

ありがとうございました。本件について御質疑、御意見ございますか。

五十嵐委員

ロタウイルスについては、状況を気にするほど深刻な状態にはならないと聞いているんですけども、特に深刻な状態になったお子さんがいたんですか。

村上教育長

症状としては、ロタウイルスの独特の高熱と嘔吐と下痢ですか、その症状はかなり、非常に特徴的なものでした。ただ、それによって重篤なというほどの報告は受けておりません。これも潜伏期間も入れて48時間ですので、それなりの時間とともに大体が終息していると

ということで、ですから、報告、事件報告、プレスリリースした当時のお子さんは、もう既に1人も休んでいる子はいない。そういう状態でございます。

小島委員長

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。では、ほかにないようですので、教育長報告事項について終わります。

日程第2「報告第17号教育財産の取得の申出について」

小島委員長

引き続きまして、日程第2「報告第17号教育財産の取得の申出について」を議題といたします。

事務局より御報告をお願いいたします。

山田生涯学習課長

日程第2、報告第17号教育財産の取得の申出について御説明申し上げます。

本年度当初予算において計上いたしておりました逗子小学校ふれあいスクール棟建設に向けた基本設計が完成したことに伴い、当該施設を建設するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づき、教育財産の取得の申出について急施を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり教育長の臨時代理により行ったので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

それでは、建設場所、面積等概要について御説明いたしますので、別紙配置図をご覧ください。まず、建設場所については、配置図記載のとおり、逗子市逗子4丁目2番45号、逗子小学校地内、校庭東側隅、現在の屋内運動場を取り壊した跡地に建設することとしており、建築面積は約216平方メートルで、別紙平面図、立面図のとおり、木造平屋建ての建物を建設するものです。建物の完成時期につきましては、後ほど報告第18号で御説明いたします平成19年度逗子市一般会計補正予算（第1号）が市議会第2回定例会において議決された後、屋内運動場を取り壊し、その跡地に建設することから、今年度中には開設する予定となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いしたいと思います。

小島委員長

ありがとうございました。本件について御質疑、御意見はございますか。

特にございませんでしょうか。

五十嵐委員

いつごろから使うことにするんですか。竣工はいつなんですか。

山田生涯学習課長

竣工については年度内です。まだ予定なので。

小島委員長

ほかによろしいでしょうか。

では、ほかにはないようですので、本件について承認するという事によろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議ないようですので、承認をすることにいたしました。

日程第3「報告第18号議案（平成19年度逗子市一般会計補正予算（第1号））作成に伴う逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」

小島委員長

続きまして日程第3「報告第18号議案（平成19年度逗子市一般会計補正予算（第1号））作成に伴う逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」を議題といたします。事務局より御報告をお願いいたします。

山田生涯学習課長

日程第3、報告第18号議案（平成19年度逗子市一般会計補正予算（第1号））作成に伴う逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から議案として平成19年度逗子市一般会計補正予算（第1号）作成に伴い意見を求められ、急施を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり教育長の臨時代理により行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めます。

それでは、平成19年度逗子市一般会計補正予算（第1号）中、教育委員会所管部分の、まず歳出について御説明申し上げますので、お手元の平成19年度逗子市一般会計補正予算（第1号）に関する説明書の6ページ、7ページをお開きください。9款4項1目社会教育総務費の説明欄3、社会教育推進費につきましては、逗子小学校において、ふれあいスクールのほか、多目的教室及び地域への学校開放教室として活用する、逗子小学校ふれあいスク

ール棟を建設するための経費3,861万1,000円を計上したものです。

次に8ページ、9ページに移りまして、説明欄4、文化財保護費につきましては、「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録に向けて、神奈川県、横浜市、鎌倉市及び逗子市の4県市が共同で推進するための負担金等経費53万円を計上したものです。

以上で歳出の説明を終わりました、引き続き歳入の説明をさせていただきますので、4ページ、5ページをお開きください。15款2項1目総務費県補助金につきましては、歳出で御説明申し上げました逗子小学校ふれあいスクール棟整備事業に充当するための市町村振興補助金1,250万円を見込み計上したものです。21款1項5目教育債につきましても、同様に、逗子小学校ふれあいスクール棟整備事業に充当するため、義務教育施設整備事業債2,280万円を見込み、計上したものです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

小島委員長

ありがとうございました。本件について御質疑、御意見ございますか。

村松委員

去年と今年比べて、教育関係は歳出の何%ぐらいに当たるんですか。今年は、ふえてますか、減ってますか。これ、歳出が161億2,791万4,000円になってますよね。2ページ。教育費が21億5,575万4,000円、これがシェアになるわけですね。そうですね。割ればいいわけですね。去年と比べてどうですか、ふえてますか、減ってますか。

新明教育部長

去年と比べてはですね、減っております。

村松委員

金額が減っているということ。パーセントは。

新明教育部長

パーセントですが。ちょっと資料を持ってなくて、申しわけございません。金額的には減っているということです。これはなぜかといいますと、昨年度の継続費で、生涯学習棟の建設がありましたので、そのほかの工事費もかなり減っていますので、そういうことになります。私どもとしては、基本的には教育予算についてはできるだけ、学校教育予算については児童・生徒の教育に関する部分については極力影響を与えないように。また、保護者にとっては新たな負担を求めることがないように、そういうような方針で予算要求させていただいたというような状況です。

小島委員長

ほかにいかがでしょうか。

では、ほかに御質疑、御意見ないようですので、本件について承認するというところでよろしいでしょうか。

五十嵐委員

文化財保護事業についての今、話があったと思うんですが、内容を説明いただいてなかったかもしれないんですけど。

竹内生涯学習課主幹

文化財保護事業の補正の中身なんですけど、これは現在、平成19年度をスタートとしまして、平成22年度まで4年間なんですけど、世界遺産「武家の古都・鎌倉」というコンセプトで世界遺産登録に向けて、神奈川県、横浜市、鎌倉市、逗子市、これは4県市と呼んでおりますが、この組織によって世界遺産登録に向けての推薦書原案等を作成するための事務的な経費でございます。これは19年度をスタートして22年ですので、毎年この負担金として50万ずつ要求していくという形になっております。残りの3万円につきましては旅費ということなんです。以上です。

小島委員長

よろしいですか。ほかに。

村松委員

これは逗子として、こっちにはだれか派遣するんですか。

竹内生涯学習課主幹

派遣するという形ではなくて、県が主催して、事務局は鎌倉市がメインになりまして、そこに必要な都度集まるような形で会議を進めていくということなんです。

村松委員

担当はどこがやるんですか。

竹内生涯学習課主幹

担当は、逗子の場合ですが、私を入れて4人しかおりませんので、総当たりという形になっておりますが、主幹の私と専任主査の橋本の2人がメインで対応する形になっております。

小島委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。では、ほかに御質疑、御意見ないようですので、本件について承認する

ということでしょうか。

(全員異議なし)

では、本件について承認することにいたしました。

日程第4「議案第12号逗子市教育委員会文書取扱規程を廃止する規程について」

日程第5「議案第13号逗子市教育委員会文書管理規則の制定について」

小島委員長

続きまして、日程第4「議案第12号逗子市教育委員会文書取扱規程を廃止する規程について」、引き続き日程第5「議案第13号逗子市教育委員会文書管理規則の制定について」、この2件を一括議題といたします。

事務局からの御説明をお願いいたします。

武藤教育部次長

それでは、議案第12号逗子市教育委員会文書取扱規程を廃止する規程について及び議案第13号逗子市教育委員会文書管理規則の制定について、2件一括御説明申し上げます。

本市の文書管理につきましては、今年度文書管理をシステム化するために文書管理システムを導入いたしました。これに伴いまして、市長部局の逗子市文書取扱規程が廃止され、新たに逗子市文書管理規則が制定されました。同様に、議案第12号のとおり、逗子市教育委員会文書取扱規程を廃止いたしまして、議案第13号により逗子市教育委員会が保有する文書の管理について、逗子市文書管理規則その他市長の定める規定の例によるものとする逗子市教育委員会文書管理規則を制定するものでございます。なお、この規則は平成19年7月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

小島委員長

ありがとうございました。本件について御質疑、御意見ございますでしょうか。

五十嵐委員

学校の中の文書もこれにのっとって扱われるんですか。

武藤教育部次長

市役所の庁内の中の文書ということですので、学校は別になります。

小島委員長

ほかにいかがでしょうか。

村松委員

これはどっちかといえば名前が変わっただけですよ。取扱規程から管理規則。かなり強化された。それだけじゃなくて、管理規則という名前に変わっただけですか。感じとして。

新明教育部長

一番大きな点は、今回、要するに文書管理システムの導入、ペーパーレスを図るということですので、そういう関係で、今まで規程だったものを昇格させ、規則にということ。です。すから、そういう部分でいろいろ変わってきているということでございます。

小島委員長

ほかにいかがでしょうか。

五十嵐委員

電子決裁になって慣れるまで時間がかかって大変な思いされている職員の方もいらっしゃると思うんですが、電子決裁の導入も7月1日からということに理解していいですか。

新明教育部長

実際には、本年度の当初から入ってしまして、実はまだ移行期間で、実際には起案の関係はまだペーパーを使っているという状況でございます。一番のやはりメリットというのは、今後、保管の状況ですね。これはかなりペーパーレス化されますので、また情報公開においても、すぐ対応できるというような形になっております。

村松委員

これ、リスク管理はどういう形で、危機管理はやっておられるんですか。全部コンピュータでやっているんでしょう。逗子市の中にあって、どこか別にそれを補完するシステムというのは、どこかに置いてあるんですか。

新明教育部長

これは当然ですね、ウイルスの関係だとか、いろいろな部分でコンピュータを使っていますから、いろいろあると思います。そういうような関係で、対応としては電算室、総務課の電算処理係の方で所掌しておりますが、そこですべて一括、そのような関係のシステムの関係も管理していると、そういうような状況です。ちょっと詳しい内容までは承知しておりません。

村松委員

いずれにしても、企業もそうですが、危機管理で必ずね、大きな震災とか何かがあった場合、もうここで使えなくなる。必ずどこか遠いところへ、北海道とか、この辺でいけば、日

本列島は全部震災になるということはないですから、必ず補助を置くんですよ。そうじゃないとシステム壊れたら全部わからなくなっちゃう。そういう意味の危機管理はあるんですか。

新明教育部長

多分、今おっしゃられたことは、私どもちょっと確認はしていませんが、当然対応していると思います。

村松委員

やられている。

新明教育部長

と思います。

五十嵐委員

今、学校の方の文書はまだこれが当てはまらないということでお伺いしましたけれども、学校と教育委員会の事務方との連絡についてもまだこれは使われていないということで、いいですか。

武藤教育部次長

使われておりません。

五十嵐委員

今後導入される可能性というのはあるわけですか。

武藤教育部次長

基本的に、学校の文書と、教育委員会の中の文書とはまた別になっておりますので、直接の連動ということはないというふうに考えております。

小島委員長

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。では、特にないようですので、これから表決に入りますが、表決は1議題ずつ行いたいと思います。

まず、議案第12号について、可決するということによろしいでしょうか。

(全員異議なし)

では、御異議ないようですので、可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第13号について、可決するということによろしいでしょうか。

(全員異議なし)

では、御異議ないようですので、可決することに決定をいたしました。

日程第6「議案第14号返子市立学校県費負担職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正について」

小島委員長

続きまして、日程第6「議案第14号返子市立学校県費負担職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正について」を議題といたします。

事務局より御説明をお願いいたします。

金沢学校教育課主幹

それでは、日程第6、議案第14号返子市立学校県費負担職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正について御説明申し上げます。

神奈川県教育委員会におきまして、休息時間の廃止のため、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正が平成18年12月28日付けで改正されております。その文書通知が県教委からは3月30日に市の教育委員会の方に通知がございました。2ページとありますが、紙を1枚めくっていただきますと、新旧対照表がございますので、それを御参照していただきたいと思っております。

まず旧の方ですけれども、第6条の休息時間の条文がありますが、これを全文を削除いたしまして、新の方になりますけれども、第7条を第6条に繰り上げまして、旧の第7条には休息時間という文言がございますので、その文章を削除したものです。あと、旧の第8条を第7条に繰り上げたものでございます。

附則にありますとおり、この規程の一部改正は令達の日から施行しまして、平成19年4月1日にさかのぼって適用させていただきたく思っております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

小島委員長

ありがとうございました。本件について御質疑、御意見はございますでしょうか。

村松委員

これ、学校の長というのは校長のことですね。教頭さんは含まなくて、校長さんの権限で行うということですね。

村上教育長

この規程というのは、各学校に任せている割り振りは校長がやるものの、このそのものの

休息期間の廃止というのは、全市的なものですので、市としての逗子市教職員の勤務時間の割り振り等に関する規程という、市としてのものがございますので、そのもとを変えるということでございます。

村松委員

ただ、ある程度自由裁量というか、校長さんが持つということですね。今まで4時間で15分休憩だったのは、それがもう少し短くなるとか早くなる。そういうことじゃないんですか。

村上教育長

このたび、それが全くなくなるということですね。今までは4時間を超えたら15分という、そういう規定がありまして、それを公務員にのみそういう権利があって、民間の場合は実態にはそういうような休みはとれないんじゃないかという新聞報道、随分ありました。つきまして、県の方はそれを全く休息时间なしというふうに決定しましたので、それに連動しまして、市としましても休息时间はないということで、廃止するという趣旨のものでございます。

小島委員長

よろしいですか。

村松委員

よくあれなんですけど。でも、ある程度ね、会社はいいですよ。これを6時間やったらちょっとやっぱり20分、30分、休憩をしても構いませんというようなことは、校長の裁量でできるわけでしょう。要するに、一切休憩しなきゃならないということではないわけでしょう。

村上教育長

今、2つのことが一緒になって話し合われていると思うんですけれども、休息时间と休憩時間がありまして、休憩時間は6時間について少なくとも45分という規定があります。これはもうそのまま続けられます。ただし、4時間を超えるものについては、15分休息という規定がありましたが、休息は廃止、今回は廃止いたしますということですから、実際に学校では教職員は4時間を超えた場合も、15分間休息をとりましょうという実態はありません。ついても、社会的にもそれは公務員のみで理解されないということで、このたび県も廃止、市も廃止、そういう経過でこういう提案をさせていただきました。

五十嵐委員

そうしますと、具体的に勤務時間は何時から何時になるのか、教えていただけますか。

富澤教育部参事

勤務時間は8時間45分ということでございます。休憩時間というのは、そもそも勤務時間内に含まれているというものですので、切り離して、ここだけ15分休憩と、そういうことではないということです。

村上教育長

8時30分から5時15分まで。

村松委員

5時15分というのは、結局8時30分から5時15分というのは、8時間45分労働ですか。なぜ8時間45分にしたかという、15分の休憩を4時間で与えなさいということで、8時半から5時15分というふうにしたんじゃないですか。そうじゃなくて、それとは全然違う次元で考えられている。

富澤教育部参事

ちょっとそのままのお答えにならないかもしれないんですけど、勤務時間の割り振りであったり、学校によって8時20分から始めたり8時半から始めたり、これが校長の専決という部分になります。勤務時間の休憩の時間数というのは決まっておりますので、校長の判断では決められない。

村松委員

わかりました。細かいことを聞いて申しわけない。

小島委員長

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。では、ほかにないようですので、本件について可決するというところでよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議ないようですので、可決することに決定をいたしました。

日程第7「議案第15号教育財産の用途廃止について」

小島委員長

続きまして、日程第7「議案第15号教育財産の用途廃止について」を議題といたします。事務局より御説明をお願いいたします。

永島教育総務課課長補佐

それでは、議案第15号教育財産の用途廃止について御説明申し上げます。

別添配置図がお手元に配付されていると思いますので、ごらんいただきたいと思います。逗子小学校校庭東側にあります屋内運動場棟を平成19年7月23日をもって用途を廃止いたします。これは、定例会前に視察していただきました市民交流センター3階に逗子小学校新屋内運動場が完成したため、旧逗子小学校屋内運動場を解体するため、用途廃止するものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の方をお願いいたします。

小島委員長

ありがとうございました。本件について御質疑、御意見ございますか。

特によろしいですか。では、御質疑がないようですので、本件について可決するというところでよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議ないようですので、可決することに決定をいたしました。

日程第8「その他」

小島委員長

では、日程第8「その他」を議題といたしますが、議事として何かございますか。

武藤教育部次長

逗子市まちづくり基本計画(案)につきまして、御報告をさせていただきます。

逗子市まちづくり基本計画につきましては、平成14年に施行された逗子市まちづくり条例第7条に基づき、本市の計画的なまちづくりの推進を目的とし、同条第2項に規定されている基本原則に基づいた市のまちづくりに関する基本的な計画として定めるものでございます。この計画案の策定については、まず計画案の検討に先立ち、まちづくり基本計画準備研究会が設置され、当研究会から計画案の策定方法に関する市民参加・参画の方法及び市民と行政の役割分担が提案され、平成15年10月に基本計画案作成にかかわる公募市民130名からなるまちづくり基本計画市民会議が設置され、2年にわたり検討がされてきました。この2年間にわたる検討の後、市民会議から素案が提出され、条例の規定に基づく計画案の縦覧、パブリックコメントの募集、関係機関との協議、都市計画審議会及びまちづくり審議会での審議を得て、まちづくり条例第7条第8項の規定に基づき、平成18年逗子市議会第

2 回定例会に提案されました。当該計画案の審議に当たり、市議会においてまちづくり基本計画に関する特別委員会が設置され、平成 18 年逗子市議会第 4 回定例会まで継続審議されてきました。しかし、平井市長就任後、本年 2 月 27 日に、これまでの審議経過を踏まえ、内容について精査する必要性が生じたため、当該計画案については撤回し、改めてまちづくり基本計画市民会議及び庁内調整を得て、このたび平成 19 年逗子市議会第 2 回定例会において提案されることになったものです。

この計画案議決後は、都市計画法第 18 条の 2 に基づく新しい市町村の都市計画に関する基本的方針、都市計画マスタープランとして位置づけられるものとなりますが、この計画案の特徴として、今後 30 年間変わることのないまちづくりの理念、ビジョンを提示、共有し、市民の視点による生活像を構築するものとして、都市計画の分野にとどまらない従来の都市計画マスタープランにとらわれない構成となっております。お手元に配付いたしております計画案の中には、教育委員会所管事業にかかわる方針、施策も盛り込まれておりますので、本定例会におきまして御報告をさせていただいたものでございます。

以上、雑駁ではありますが、報告を終わらせていただきます。

小島委員長

ありがとうございます。ただいまの御報告について御質疑ございますでしょうか。

村松委員

いずれにしても、これから議会で討議して決定しようというわけですね。

武藤教育部次長

はい。

小島委員長

特によろしいですか。では、御報告ありがとうございました。

ほかに議事として何かございますでしょうか。

山田生涯学習課長

それでは、逗子市文化振興条例（案）に対するパブリックコメントの結果につきまして御報告いたします。

逗子市文化振興条例（仮称）検討委員会による結果につきましては、本年 1 月 18 日に開催されました教育委員会定例会におきまして、御報告させていただいたところですが、同検討委員会において策定いたしました条例案について、パブリックコメント手続による意見募集を行いましたので、その結果について別紙のとおり御報告いたします。

意見の募集につきましては、本年2月1日から同年3月2日までの30日間行い、提出方法につきましても直接生涯学習課の窓口への持参、郵送、ファクスのほか、メールによるものも可といたしました。その結果、御意見は72件いただき、御意見の種類も別紙記載のとおり条文ごとの内容についての意見が51件と一番多く、条例全体についての意見が10件、その他条例についての質問や感想、パブリックコメントについての意見がございました。意見に対する本市の見解につきましては、現時点においては逗子市文化振興条例（仮称）検討委員会においても同様な意見がありましたが、審議の結果、条例には反映しなかったものが27件、今後策定を進めていく、本市の文化振興計画の中で検討していくものとしたものが11件、条文ごとの内容について御意見の趣旨と相違がないものと考えられるものが12件、御意見を踏まえ、条文の見直しを行っていくものとしたものが8件、質問や感想及びパブリックコメントについてのものがそれぞれ6件、その他として2件といたしましたものです。

御意見に対する見解につきましては、条例検討委員会の委員であった学識者である東大の助教授の御意見をいただくとともに、同検討委員会の委員長及び副委員長の意見を踏まえ、現在調整中ですので、6月1日号の広報にも掲載させていただきましたが、6月18日には生涯学習課、情報公開課での閲覧、及びホームページでの掲載等できるような準備を進めているものです。

この意見の主な内容といたしましては、平成13年12月に施行されました国の文化芸術基本法を意識したのかという御意見がありましたけれども、これに対する見解といたしましては、逗子の文化についての議論の中では「市民文化が中心」が共通の認識であるとして、国の基本法は意識しないで制定することとした経緯があるものがあります。

また、まちづくり基本計画との整合性や全庁的な取組みについて、条例上に明示すべきではないかという御意見もありましたが、これに対する見解としましては、まちづくり基本計画のほか、本市の場合、総合計画基本計画、教育委員会が所管しています生涯学習推進プラン等との整合性も図る必要があることから、「組織上の連携に配慮する」とした経緯があるものとしたものもあります。

その他条文上の用語の使い方に対する御意見や、御意見を踏まえ、条例の規定の仕方について見直しをしていくものとしたものもございましたほか、条例案に御賛同いただいた御意見もありましたことを御報告を申し上げます。以上です。

小島委員長

ありがとうございました。ただいまの御報告につきまして御質疑などございますでしょう

か。

特によろしいですか。ありがとうございます。では、ほかに議事として何かありますでしょうか。

山田生涯学習課長

お手元に今日カラー刷りのもので一枚ものを配付させていただきましたので、それについて御説明をさせていただきます。右上に赤く逗子市手づくり絵本コンクール、本年4回目になりますけれども、7月1日の広報で手づくり絵本コンクールの募集を行います。その他インターネットや、それから市内では小・中学校、各施設にも募集のチラシを配布させていただきました。それ以外に全国の都道府県庁、県内の市町村、その他主だった各市町村にも配布させていただきましたので、また今後について御協力いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

小島委員長

ありがとうございます。今の点、何かございますか。

よろしいですか。ほかに議事として何かお持ちでしょうか。

では、ないようですので、以上でその他について終わります。

最後に、次回7月の定例会ですけれども、次回は7月26日、木曜日、午後2時からを予定しておりますけれども、決定につきましては改めて委員に御連絡申し上げます。

これをもちまして教育委員会6月定例会を終了いたします。ありがとうございました。